

件名：【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その28：コミュニティ隔離措置の変更（5月13日発表））

【ポイント】

- 5月13日、フィリピン政府は、フィリピンの一部地域におけるコミュニティ隔離措置を変更することを発表しました。
- なお、ビサヤ地方における隔離分類の変更はありません。

【本文】

1 5月13日、フィリピン政府は、5月15日からのフィリピン各地におけるコミュニティ隔離措置を次のとおりとすることを発表しました。

(1) 5月15日から5月31日まで「制限が強化された一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ with heightened restrictions）」を課す地域

- ・地域3（中部ルソン地域）：ブラカン州
- ・地域4A（カラバルソン地域）：カヴィテ州、ラグナ州、リサール州
- ・マニラ首都圏

(2) 5月15日から5月31日まで「一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）」を課す地域

- ・コルディリエラ行政区域（CAR）：アパヤオ州、バギオ市、ベンゲット州、カリंगा州、マウンテン州、アブラ州
- ・地域2（カガヤンバレー地域）：カガヤン州、イサベラ州、ヌエヴァ・ヴィスカヤ州、
- ・地域4A（カラバルソン地域）：バタンガス州、ケソン州
- ・地域4B（ミマロパ地域）：プエルト・プリンセサ市
- ・地域10（北ミンダナオ地域）：イリガン市
- ・地域11（ダバオ地方）：ダバオ市
- ・バンサモロ自治地域（BARMM）：南ラナオ州

(3) 5月15日5月31日まで「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置（MECQ）」を課す地域

- ・地域2（カガヤンバレー地域）：サンティアゴ市、キリノ州
- ・コルディリエラ行政区域（CAR）：イフガオ州
- ・地域9（サンボアング半島地域）：サンボアング市

(4) 「修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置（MGCQ）」を課す地域

- ・上記（1）～（3）以外の全地域

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、引き続き感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

・ IATF 決議第 115-A 号（コミュニティ隔離措置の変更等）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/05may/20210513-IATF-Resolution-115-A-RRD.pdf>

・ 大統領報道官オフィス（5月15日から NCR Plus は GCQ）

<https://pcoo.gov.ph/OPS-content/ncr-plus-placed-under-gcq-with-heightened-restrictions-starting-may-15/>

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●在フィリピン日本国大使館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等）

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

●日本外務省・海外安全ホームページ（感染症危険情報：フィリピン）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsphazardinfo_013.html#ad-image-0

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」が発出されています。

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

（問い合わせ窓口）

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321

FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ： https://www.cebuphemb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html